

国の荒唐無稽な主張に非難轟々！

【長崎新聞2015年8月19日】
国の新主張波紋 開門請求権13年に消滅？

諫早湾の潮受け堤防排水門を開門するまで漁業者に制裁金を支払うよう命じた間接強制への対抗措置として、国が開門を強制しないよう求めた請求異議訴訟控訴審で「開門請求権の消滅」が新たな争点として浮上している。国は10年で権利が失われ、漁協がその都度新たに申請する共同漁業権に着目し、「それに伴う開門請求権も消滅している」と主張。これに開門派弁護団は「荒唐無稽な主張で権利の乱用だ」と徹底抗戦の構えだ。

国の主張は形式上は成り立つ一の見方もあり、関連訴訟にも影響を与えるのか注目される。

「裁判所が悪乗りしようとするれば、悪乗りできる理屈。ただ、そんな非常識な判断をすれば、漁業者は子に継がせることもできないし、先を見据えた操業もできない」。今月5日、福岡市内で会見した開門派の馬奈木昭雄弁護団長は国の新たな主張を批判しながら、福岡高裁が形式論で判断することにもけん制した。

国の新たな主張とは、ひと言でいえば、「開門確定判決を得た漁業者には

既に開門を求める権利がない」という趣旨。関連訴訟で連戦連敗の国が目をつけたのは、10年で存続期間が切れる共同漁業権だった。

共同漁業権は、漁協の組合員が一定水域を共同で利用する権利。漁業法に基づき都道府県知事が各漁協に免許を交付する。

国は「この共同漁業権が漁業行使権や開門請求権の前提になっている」と指摘。開門を命じた福岡高裁確定判決(2010年12月)時点で漁業者が持っていた開門請求権は免許期限だった13年8月末に消滅し、その後取得した共同漁業権はあくまで新たな権利で法的な同一性はない」との主張を展開した。

これに開門派弁護団は、法定の免許期間を経過したものを「消滅」と解釈するのは法の目的を超える権利の剥奪だ―などと真っ向から反論している。

ではなぜ今、国がこうした主張を追加したのか。農水省の横井績農地資源課長は「一審佐賀地裁が出した決定を踏まえた判断」と話す。地裁は昨年、間接強制金を受け取る漁業者49人のうち4人は漁協組合員ではなく、開門請求権もないと認定。対象から外した。国はこの決定を端緒に、権利関係の主張を練り

直したとみられる。

だが、共同漁業権が13年8月で消滅したのは開門派の漁業者だけではない。長崎地裁で開門差し止めの仮処分を勝ち取った開門反対派の原告団にいる漁業者も同じだ。開門派の馬奈木弁護団長は「国は差し止め訴訟では(開門反対派に対し)ひと言も言わず、こちらにだけ指摘する。(開門、開門禁止の)両方の義務の板挟みになっていると言いつつ、どちらを向いているのか、これでよく分かる」と話す。

その差し止め訴訟。開門反対派の原告弁護団によると、国の新たな主張が影響しているのかは不明だが、7月下旬に長崎地裁から仮処分本訴について、共同漁業権の免許期限が経過し、新たに免許が付与された件で意見の補充を求められたという。

西村広平弁護団事務局長は「国の主張は形式的には成り立ちうる。ただその形式論でひっくり返すというの筋が悪く、裁判所が国の主張を認めるのは難しいのではないかと話し、差し止め訴訟には「本質的には影響しない」とみている。

「権利の同一性があるからこそ安心して漁業を続けられる！」

【2015年7月6日請求異議訴訟控訴審口頭弁論】松本正明有明漁協組合長の意見陳述から抜粋

私たちの認識として、漁業は私たちの生活の糧である稼業です。そして、親子代々、何代も続く家業でもありません。共同漁業権があるから、漁業を始めめるわけではありませんし、続けているわけではありません。漁業の営みが先なのです。

共同漁業権の免許の期間は10年ですが、私たち漁協の執行部は、この10年の期間が切れる前に、必ず更新の手続きをします。法律的に言えば、更新はないのかもしれませんが、私たちは更新の手続きだと考えています。確かに共同漁業権は、そのときどきで漁具や漁法が若干違ったりするかもしれませんが。

しかし、それは漁具や漁法の進歩など、そのときどきの状況に合わせて最適化して、一番有効に公共の水面を使うためのはずです。あくまでも同一性が前提にあるのです。

もし仮に10年ごとに全く違う権利に様変わりするのであれば、漁業に対する投資が出来ず、私たち漁業者は安心して漁業を続けることができませんし、生活していくこともできません。同一性があるからこそ安心して漁業が続けられるのです。そもそも共同漁業権と言う免許は、漁業者の日々の営みを、漁業を守るためのルールのはずです。にも拘らず国は漁業を守るどころか壊すための理由に使っています。まさかこのようなことを、漁業を守る立場にある国、農林水産省が主張するとは思いませんでした。まったくもって、けしからん主張です。